三　臨時財政対策債	0	4,544	△ 4,544	皆減
四　退職手当債	800	800	0	0.0
五　国の予算等貸付金債	(176)	(350)	(△ 174)	(△ 49.7)
総計	(176) 90,903	(350) 92,184	(△ 174) △ 1,281	(△ 49.7) △ 1.4
内訳　普通会計分	59,620	63,103	△ 3,483	△ 5.5
内訳　公営企業会計等分	31,283	29,081	2,202	7.6
資金区分				
公的資金	38,761	39,408	△ 647	△ 1.6
財政融資資金	22,688	23,252	△ 564	△ 2.4
地方公共団体金融機構資金	16,073	16,156	△ 83	△ 0.5
（国の予算等貸付金）	(176)	(350)	(△ 174)	(△ 49.7)
民間等資金	52,142	52,776	△ 634	△ 1.2
市場公募	32,600	33,100	△ 500	△ 1.5
銀行等引受	19,542	19,676	△ 134	△ 0.7

その他同意等の見込まれる項目

1　防災・減災、国土強靱化のための５か年加速化対策事業に係る地方負担額に対して発行する防災・減災・国土強靱化緊急対策事業債

2　地方税等の減収が生じることとなる場合において発行する減収補塡債

3　公営企業の資金不足額が発生又は拡大することとなる場合において発行する令和６年能登半島地震減収対策企業債

4　財政再生団体が発行する再生振替特例債

5　資金区分の変更等を行う場合において発行する借換債

6　国の補正予算又は予備費に伴う補正予算債

（備考）

国の予算等貸付金債の（　）書は、災害援護資金貸付金などの国の予算等に基づく貸付金を財源とするものであって外書である。

令和７年度地方債計画

（東日本大震災分）

復旧・復興事業

（単位：億円、％）

項目	令和７年度計画額(A)	令和６年度計画額(B)	差引 (A)―(B) (C)	増減率 (C)／(B)×100
一　般　会　計　債				
公営住宅建設事業	10	1	9	900.0
災害復旧事業	1	1	0	0.0
一般単独事業	1	1	0	0.0
公営企業債				
水道事業	3	4	△ 1	△ 25.0
国の予算等貸付金債	(1)	(1)	(0)	(0.0)
総計	(1) 15	(1) 7	(0) 8	(0.0) 114.3
内訳　普通会計分	11	2	9	450.0
内訳　公営企業会計等分	4	5	△ 1	△ 20.0
資金区分　公的資金				
財政融資資金	11	6	5	83.3
地方公共団体金融機構資金	4	1	3	300.0
（国の予算等貸付金）	(1)	(1)	(0)	(0.0)

その他同意等の見込まれる項目

1　東日本大震災復興特別会計予算に係る国庫支出金を受けて事業を実施する場合に発行する一般補助施設整備等事業債

2　上記以外の東日本大震災復興特別会計予算に係る国庫支出金を受けて事業を実施する場合に発行する公営企業債

3　上記以外の公営企業の事業区分において発行する震災減収対策企業債

（備考）

国の予算等貸付金債の（　）書は、国の予算等に基づく貸付金を財源とするものであって外書である。

○総務省告示第百三十七号

地方財政法施行令（昭和二十三年政令第二百六十七号）第二十条第四項の規定に基づき、令和七年度地方債充当率を次のように定めたので、同項の規定により公表する。

令和七年四月一日

総務大臣　村上誠一郎

令和７年度地方債充当率

1　基本となる事業別地方債充当率

（通常収支分）

項目	令和７年度充当率	令和６年度充当率
一　一般会計債		
1　公共事業等	90％	90％
2　防災・減災・国土強靱化緊急対策事業	100％	100％
3　公営住宅建設事業	100％	100％
4　災害復旧事業		
5　教育・福祉施設等整備事業		
(1)　学校教育施設等	90％	90％
(2)　社会福祉施設	80％	80％
(3)　一般廃棄物処理	90％	90％
(4)　一般補助施設等	75％	75％
(5)　施設（一般財源化分）	100％	100％